

総合口座取引規定(普通預金無利息型)

青梅信用金庫

1. (総合口座取引に係る契約の成立)

当金庫は、お客さまから当金庫所定の総合口座申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに総合口座に係る契約が成立するものとします。

2. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること(以下「この取引」という。)ができます。

①無利息型普通預金(以下「普通預金」という。)

②期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)(以下「スーパー定期」という。)、変動金利定期預金および定額複利預金(以下これらを「定期預金」という。)

③前号の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定に定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

3. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。)ができます。

(2) 期日指定定期預金、スーパー定期および変動金利定期預金の預入れは、1,000円以上(ただし、中間利息定期預金によって作成される預金の預入れの場合を除く。)、定額複利預金の預入れは、10万円以上とし、これらの預金の預入れ、解約または書替継続は当金庫本支店で取扱います。

4. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

5. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。なお、当金庫窓口に備付の機器で払戻しをするときは、キャッシュカードまたは通帳を讀込ませ届出の暗証番号を入力してください(払戻しの金額により署名をいただきます。)

(2) 普通預金から各種料金等の支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。

なお、この預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該各種料金等の自動支払いを一時停止することがあります。

(3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻することができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

(4)前三項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

6. (預金利息の支払い)

- (1)普通預金には利息をつけません。
- (2)定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

7. (当座貸越)

- (1)普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、払戻しまたは自動支払いします。
- (2)前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」という。)は、この取引の定期預金の合計額の90%(1,000円未満は切捨てます。)または200万円のうちいずれか少ない金額。
- (3)第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入または振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の金利に差異がある場合には、第9条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

8. (貸越金の担保)

- (1)この取引の定期預金は、第2項の順序に従い、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。ただし、中間利息定期預金は除きます。
- (2)この取引の定期預金は、第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。
なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。
- (3)①貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の金額を除外することとし、前条第2項と同様の方法により貸越金の担保とします。
②前号の場合、貸越金が新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。

9. (貸越金利息等)

- (1)①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率
 - B. スーパー定期を貸越金の担保とする場合
そのスーパー定期ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率

C. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合

その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年 0.50%を加えた利率

D. 定額複利預金を貸越金の担保とする場合

その定額複利預金ごとにその「5年」の利率に年 0.50%を加えた利率

②前号の組入れにより極度額を超える場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額を超える金額を支払ってください。

③この取引の定期預金の全額の解約により、その残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2)貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。

(3)当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 18.25%(年 365 日の日割計算)とします。

10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1)通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2)通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3)通帳を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

(4)届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着したとき、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (成年後見人等の届出)

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4)前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に直ちに書面によって届出てください。

(5)前四項届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

12. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証）を届出の印鑑（または暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金

払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻し有効な払戻しとします。

13. (即時支払)

(1) 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。

- ① 支払いの停止または破産、和議開始の申立があったとき。
- ② お客さまに相続の開始があったことを当金庫が知ったとき。
- ③ お客さまが行方不明になったことを当金庫が知ったとき。
- ④ 第9条第1項第2号により極度額を超えたまま6か月を経過したとき。
- ⑤ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき。

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

- ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき。
- ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

14. (解約等)

(1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書を発行します。

(2) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

① 預金者が、口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

- (4)前項に基づく解約をした場合に、第15条の差引計算等により、なお普通預金の残高があるときは、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。

15. (差引計算等)

- (1)この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。
- ①この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
- ②前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2)前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

16. (譲渡、質入れの禁止)

- (1)普通預金、定期預金その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2)当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によります。

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1)定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金が第8条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額を超えることとなるときは、新極度額を超える金額を優先して貸越金に充当することとします。
- ②前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1)この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ①当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
 - ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ①この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと/当該手続が終了した日
 - ②総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと/他の預金に係る最終異動日等

19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2)前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3)預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
- ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって、法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと。
 - ②この預金について、手形または小切手の提示、その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと。
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- (4)当金庫は、次の各号に掲げる自由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預

金等代替金の支払を請求することを約します。

- ①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
- ②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。
- ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

20. (未利用口座管理手数料)

- (1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料(以下「口座管理手数料」といいます。)をいただきます。
 - ①普通預金口座(無利息型普通預金および総合口座を含みます。)であること。
 - ②最後の預入れまたは払戻し(口座管理手数料の引落しは除きます。)から2年以上、一度も預入れまたは払戻しがないこと。
 - ③残高が1万円未満であること。
 - ④同一支店内の同一お客さま番号において、預り金融資産(定期性預金・国債・投資信託・保険)、出資および融資(カードローンを含みます)のお取引がないこと。
- (2) 前項のすべての条件に該当した場合、口座名義人に対してお届けの住所にご案内文書を送付します。(ご案内文書が延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。)
- (3) ご案内文書送付後、一定期間(2ヵ月)経過後にもお取引がない場合には、該当口座から払戻請求書等によらず、口座管理手数料を引落します。翌年以降も同様に当該口座の未利用の状態が継続する場合、ご案内文書を送付することなく、口座管理手数料を引落します。口座管理手数料の徴求月は対象のお客さまごと月単位で個別に設定させていただき、年度ごと対象月の15日(15日が休日の場合は翌営業日)に引落します。
- (4) 口座管理手数料の引落しに際し、残高不足等により口座管理手数料の引落しが不能となった場合には、その残高を口座管理手数料の一部として充当したうえで、当金庫所定の方法により当該口座を自動的に解約させていただきます。この場合口座管理手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。なお、解約にあたっては、個別に通知することなく、当該口座を解約することができるものとします。
- (5) 未利用口座の解約に伴って生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (6) ご負担いただいた口座管理手数料の返却および解約した口座の再利用はできません。

21. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

(2024年 12月 1日現在) 以上